

福岡県公報

令和 3 年 11 月 9 日
第 249 号

目 次

告 示 (第917号 - 第926号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○救急病院の認定	(医療指導課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○漁業共済の加入区の設定の一部変更	(漁業管理課)	3

公 告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○指定介護老人福祉施設の指定	(介護保険課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	4
○福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催	(企 画 課)	5
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)	5
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課)	6
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等		

- 落札者等の公示 (中小企業振興課) 7
- 土地改良区の定款の変更の認可 (警察本部会計課) 7
- (農村森林整備課) 8

告 示

福岡県告示第917号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 3 年 11 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方 県 道	飯 塚 間 線		前	宮若市宮田1534番1先から 宮若市宮田2495番3先まで	9.2 ～ 140.1	1,750.0
			後	宮若市宮田1534番1先から 宮若市宮田2495番3先まで	9.2 ～ 140.1	1,750.0
			後	宮若市宮田1534番1先から 宮若市宮田2495番3先まで	12.0 ～ 140.1	1,700.0

福岡県告示第918号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 3 年 11 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
京 築 県 道		沓 大 尾 橋 線	前	行橋市大字元永1030番 先から 行橋市大字元永1903番 先まで	5.1 ～ 9.6	21.2	
			後	行橋市大字元永1030番 先から 行橋市大字元永1064番 1 先まで	7.2 ～ 32.2	243.8	うち県道門 司行橋線重 用延長176.5 メートル

福岡県告示第919号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年11月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	沓 大 尾 橋 線	行橋市大字元永1030番先から 行橋市大字元永1064番 1 先まで

福岡県告示第920号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年11月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所 在 地	有 効 期 間
新中間病院	中間市通谷 1 - 36 - 1	令和3年11月10日から 令和6年11月9日まで

福岡県告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年11月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	岡 垣 宗 像 線	宗像市吉留3186番 1 先から 宗像市吉留3174番 1 先まで

福岡県告示第922号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年11月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
平成12年12月4日農林水産省告示第1496号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並び

に豊前市役所及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第923号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年11月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（国有林および重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成12年9月11日農林水産省告示第1202号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第924号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年11月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年12月8日農林水産省告示第1583号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第925号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和3年11月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和45年11月24日農林省告示第1724号（7、8に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第926号

漁業共済の加入区の設定（平成27年3月福岡県告示第191号）の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

令和3年11月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

表中

玄界島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧玄界島漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業

を

玄界島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧玄界島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業

に改め、

浜崎今津加入区の項を削り、

姪浜加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧姪浜漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型船びき網漁業
		小型特定漁業及び小型一般漁業

を

姪浜加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧姪浜漁業協同組合及び旧浜崎今津漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型船びき網漁業
		小型特定漁業及び小型一般漁業

に

改める。

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年11月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市野坂字今院1210番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市河東1051番地1 プレアタウン河東A棟102号

山中 高志

宗像市河東1051番地1 プレアタウン河東A棟102号

山中 律子

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

令和3年11月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指 定年月日
介護福祉施設サービス	4078000488	特別養護老人ホーム あじさい 京都郡苅田町大字稲光968番地1	社会福祉法人 光和苑	令和3年11月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年11月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市大字山田字新飼1114番5及び1115番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那珂川市道善一丁目121番地
社会福祉法人春光会
理事長 呉 豊子

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指

定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

令和 3 年 11 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
株式会社ファルテック	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地	令和 3 年 10 月 26 日	令和 6 年 10 月 25 日まで

公告

令和 3 年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第 1 回）が次のように公開されるので、公告する。

令和 3 年 11 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 日時
令和 3 年 11 月 16 日（火） 午後 2 時 00 分
- 2 会場
福岡市博多区千代一丁目 20 番 31 号
福岡県千代合同庁舎 3 階 C301B 会議室
- 3 予定議案
 - (1) 道路事業（主要地方道 筑紫野古賀線（須恵 1 工区））について
 - (2) 道路事業（一般県道 山口原田線（筑紫野工区））について
 - (3) 道路事業（主要地方道 鳥栖朝倉線（味坂 S I C（仮称）工区））について
 - (4) 河川事業（沖端川（高潮））について
 - (5) 河川事業（古川）について
 - (6) 河川事業（鷺田川・高尾川）について
 - (7) 砂防事業（久保ノ尾川（砂防））について
 - (8) 街路事業（都市計画道路 芦屋水巻中間線）について
- 4 会議の公開
- 5 会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会 30 分前から受付を行うので、

開会 10 分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が 10 人を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県県土整備部企画課（福岡市博多区東公園 7 番 7 号 電話 092-643-3696）

公告

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により公告する。

令和 3 年 11 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
3 福整第 914 号-3	令和 3 年 8 月 27 日	令和 3 年 10 月 4 日まで	起点：糟屋郡粕屋町長者原西一丁目 271 番 4 終点：糟屋郡粕屋町長者原西一丁目 271 番 4	49.379	5.8~5.895
3 福整第 914 号-4	令和 3 年 8 月 17 日	令和 5 年 3 月 31 日まで	起点：糟屋郡宇美町大字井野 120-1 地先 終点：糟屋郡宇美町大字井野 125-2 地先	180.0	25.0
3 福整第 914 号-5	令和 3 年 8 月 24 日	令和 4 年 9 月 30 日まで	起点：糸島市志摩船越 1 番 5 先 終点：糸島市志摩久家 2910 番 1 先	96.5	6.0~12.2
3 福整第 914 号-6	令和 3 年 9 月 10 日	令和 4 年 9 月 30 日まで	起点：糟屋郡粕屋町仲原二丁目 2105 番 1 地先 終点：糟屋郡粕屋町仲原二丁目 2105 番 1 地先	14.799	5.85~5.99
3 久整第 1601 号	令和 3 年 7 月 7 日	令和 3 年 11 月 30 日まで	起点：小郡市山隈 118 番 5 終点：小郡市山隈 113 番 1 の一部	230.82	10.0
3 久整第 1601 号-2	令和 3 年 8 月 30 日	令和 5 年 7 月 31 日まで	起点：小郡市小郡 1509 番 1 終点：小郡市小郡 1595 番 7 の一部	200.0	19.0

3 那整第91号-2	令和3年8月10日	令和5年3月31日まで	起点：大野城市乙金東四丁目1207-6 終点：大野城市乙金東二丁目1213-3	600.00	21.50～28.50
3 那整第91号-3	令和3年7月29日	令和4年3月31日まで	起点：那珂川市仲三丁目394-1先から 終点：那珂川市仲三丁目539-8先まで	510.0	16.0
3 南整柳第361号-2	令和3年7月20日	令和4年3月31日まで	起点：柳川市三橋町蒲船津199-6 終点：柳川市三橋町蒲船津236-2	54.0	5.0～6.0
3 南整柳第361号-3	令和3年8月24日	令和5年3月31日まで	起点：みやま市山川町尾野1456番1先 終点：みやま市山川町尾野1929番1先	619	13.0～41.5
3 南整柳第361号-4	令和3年8月30日	令和5年7月31日まで	起点：柳川市立石885番1先 終点：柳川市立石975番1先	205.5	9.85～14.40
3 南整柳第361号-6	令和3年9月1日	令和5年3月31日まで	起点：みやま市高田町下楠田字渡瀬1706-1 終点：みやま市高田町下楠田字渡瀬1777	380	11.36～12.56
3 京整第42号	令和3年7月16日	令和4年5月9日まで	起点：行橋市南大橋六丁目665番2 終点：行橋市西泉六丁目2996番	57.78	9.00～11.00
3 直整第1642号	令和3年8月27日	令和5年3月31日まで	起点：鞍手郡鞍手町大字中山2283-3地先 終点：鞍手郡鞍手町大字中山2285-4地先	87.0	18.4～20.3

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和3年11月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
------	-------	-------	----------	----------

3 福整第27-3号	令和3年7月21日	糟屋郡篠栗町大字田中宇向川原427番1	14.31	6.0～9.0
3 福整第27-4号	令和3年8月6日	糟屋郡宇美町貴船二丁目3813番3、3813番9、3813番13、3813番15、3815番7	50.89	6.01
3 福整第27-5号	令和3年9月27日	糟屋郡須恵町大字上須恵字下屋敷733-3、734-4、735-4	75.05	6.0
3 北整第3号-3	令和3年7月7日	遠賀郡水巻町伊佐座五丁目230番7	33.42	5.00
3 北整第3号-4	令和3年9月8日	福津市宮司浜二丁目2300番11、12	45.10	6.00
3 北整第3号-5	令和3年9月10日	遠賀郡水巻町吉田西三丁目2399番11	41.23	6.00～16.00
3 飯整第483号-4	令和3年7月29日	飯塚市太郎丸字諸月958番14	34.18	4.01～6.00
3 飯整第483号-5	令和3年7月29日	嘉穂郡桂川町大字豆田字六反坪5番11、9番2の一部、9番3の一部	96.49	6.00
3 飯整第483号-6	令和3年8月23日	飯塚市楽市字柿添664番1	63.60	6.00～6.01
3 女整第67号-8	令和3年7月27日	八女市納楚字船底497番3	49.55	6.00
3 女整第67号-9	令和3年7月30日	筑後市大字久富字鳥居1493番1	46.732	6.00
3 女整第67号-10	令和3年8月5日	八女郡広川町大字日吉字南327番4	30.66	6.00
3 女整第67号-11	令和3年9月1日	筑後市大字熊野字壺丁畑827番109、827番123	71.80	6.10
3 女整第67号-12	令和3年9月17日	筑後市大字熊野字西裏山1240番13、字山ノ前1259番4	42.42	6.00
3 朝整第896号-2	令和3年7月14日	朝倉郡筑前町依井字見田1397番10	28.56	6.10
3 朝整第896号-3	令和3年9月2日	朝倉郡筑前町東小田字昭和3526番6、3527番4、3642番の一部	47.00	6.01
3 京整第40号-4	令和3年8月11日	豊前市大字八屋1695番3	48.50	6.00
3 京整第40号-5	令和3年9月7日	豊前市大字市丸47番1	102.44	6.00
3 田整第1349号	令和3年7月2日	田川市中央町3207番8、3208番7、3208番9、3214番5	13.22	6.00

3 田 整 第 1349号-2	令和 3 年 7 月 8 日	田川市大字川宮1759番21、大字 楠1961番 3	56.78	6.02~6.12
3 田 整 第 1349号-3	令和 3 年 9 月 30 日	田川市大字弓削田165番10	34.44	5.00
3 直 整 第 757号-2	令和 3 年 9 月 6 日	宮若市福丸字錦239番16	33.747	4.00

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

令和 3 年 11 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長 (m)
3 福 整 第 909号	令和 3 年 7 月 9 日	一部廃止	糟屋郡粕屋町長者原西一丁目271 番 4 の一部、271番29の一部	57.22
3 那 整 第 2530号	令和 3 年 7 月 12 日	全部廃止	大野城市乙金台三丁目102-12、 102-13	112.10
3 北 整 第 3 号-6	令和 3 年 9 月 16 日	変更	福津市花見の里三丁目2059番63、 2059番66、2059番79、2059番82、 2059番84（うち既存指定部分： 2059番63、2059番66）	60.34
3 飯 整 第 1571号	令和 3 年 8 月 11 日	全部廃止	飯塚市綱分1407番11の一部、1407 番41の一部、1407番43の一部	111.40

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 11 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス赤池店
- (2) 所在地 田川郡福智町赤池948番 1

2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見無し

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 3 年 11 月 9 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約の名称

A系照会接続サーバ賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札を決定した日

令和 3 年 10 月 6 日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
- (2) 住所
福岡市博多区御供所町 1 番 1 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

64,502,460円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和3年8月24日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年11月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
宮若市山口土地改良区	令和3年10月28日